

平成 31 年 2 月 25 日
第 4 回教育委員会定例会資料
教育部生涯学習推進センター

立川市地域学習館及び歴史民俗資料館・古民家園

の休館日について

平成 31 年 4 月 28 日（日）から 5 月 7 日（火）までの各施設の休館日について、下記のとおり報告いたします。

記

1 地域学習館について

- (1) 休館日はありません。
- (2) 条例で「休館日は、毎月第 2 月曜日及び第 4 月曜日並びに 1 月 1 日・・・」と規定されていますので、この期間は 4 月の第 5 週と 5 月の第 1 週となりますので、休館日はありません。

2 歴史民俗資料館・古民家園について

- (1) 休館日は、4 月 30 日（火）と 5 月 7 日（火）の 2 日間です。
- (2) 条例で「月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日にあたる時は、その翌日とし、同日が同法第 2 条に規定する日にあたる時は、その翌日」と規定されていますことから、休館日となる 4 月 29 日（月）は「国民の祝日に関する法律第 2 条に規定する日（昭和の日）」になりますので、条例の後段の適用で、その翌日の 4 月 30 日を休館日といたします。

なお、「翌日」となる4月30日（火）は法改正により「第3条に規定する休日」になりますが、条例では、休館日の月曜日が、「第3条に規定する休日」と「第2条に規定する日」にあたる場合の規定となっており、それ以上の規定がされていません。

また、次の休館日となる5月6日（月）については「第3条に規定する休日」にあたりますので、翌日の7日（火）が休館日となります。

3 学習等供用施設について

学習等供用施設につきましては、条例で「委員会が毎月2回以内をもって指定した日」となっておりまして、この期間内にこの規定による休館日はありません。

4 周知方法

- (1) 「広報たちかわ」に他の市施設の状況とあわせて掲載(4月10日号の予定)
- (2) 「広報たちかわ」の掲載時期にあわせ、市ホームページにも掲載
- (3) 「広報たちかわ」の掲載時期にあわせ、各施設内で表示

平成 31 年 2 月 25 日
 第 4 回教育委員会定例会資料
 教育部生涯学習推進センター

地域学習館・歴史民俗資料館及び古民家園の休館日について

国民の祝日に関する法改正後の祝日・休日及び休館日

月 日	4/22	23	24	25	26	27	28	29	30	5/1	2	3	4	5	6	7
曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
祝日・休日								祝日	休日	祝日	休日	祝日	祝日	祝日	休日	
地域学習館	休館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歴史民俗資料館 古民家園	休館	○	○	○	○	○	○	○	休館	○	○	○	○	○	○	休館

※ ○は開館の表示です。